

II-3 担い手確保のための生産基盤の強化

農地や農道の整備といった生産基盤整備により、産業の担い手の規模拡大や、生産性向上、高付加価値化などを進め、所得向上を図り、意欲ある農業者が継続・継承可能な環境を整備していく必要があります。

また、持続可能な力強い農業の実現と農山村地域の活性化のためには、農業所得向上を目指す大規模経営体を育成し、地域農業の中心となる担い手として早期に経営を安定させる必要があります。

	現況	平成32年度	現況年度
水田の整備済面積 (ha)	12,251	12,320	H26年
畑地の整備済面積 (ha)	4,743	5,330	H26年
担い手への農地集積面積 (ha)	20,507	25,500	H25年
耕作放棄地の解消面積 (H28～32年累計) (ha)	2,906	2,675	H22～26年累計
非農地化面積 (ha/年)	—	1,154	H26年
県域を網羅する農業サービス事業者 (組織)	—	1	H26年



1 水田の基盤整備の推進

- 大型機械の導入等による生産性の向上を図るため、水田の基盤整備を推進するとともに、過去に整備された地区の再整備を推進します。
- 収益性の高い安定した農業経営を目指し、裏作や転作作物として新規需要米^{※1}や野菜等の導入を実現するため、排水施設や客土・暗きょ排水等の整備を行い、大型機械や施設園芸の導入が可能な汎用化水田の整備を推進します。

2 畑地の基盤整備の推進

- 大型機械の導入等による生産性の向上を図るため、畑地についても基盤整備を推進し、優良農地の確保に努めます。
- 中山間地域など、傾斜等の地形条件が厳しい地域においては、緩傾斜区画、等高線区画など、地形条件に応じた弾力的な整備を推進します。
- 樹園地においても基盤整備に取り組み、園地の流動化によりブランド化・産地化を促進します。
- 基盤整備と耕作放棄地解消・発生防止のため、農地中間管理事業等関連支援策を一体的に実施し、耕作放棄地解消・発生防止に向けた地域の取組を支援し、意欲ある経営体への農地の流動化を促進します。



畑地の基盤整備「八斗木地区」(雲仙市)

3 畑地かんがい施設整備の推進

- 安定した作物生産、品質向上、多様な品種の栽培、高付加価値型作物の導入等、収益性の高い営農類型に対応可能な生産基盤を確立するため、かんがい施設の整備を推進します。
- 樹園地についても基盤整備と併せ、かんがい施設整備を推進します。



畑地かんがい施設整備「三会原地区」(島原市)

4 林業施業^{※2}の集約化による計画的な路網整備、高性能林業機械の活用促進

- 林業公社や県営林、市町有林など組織造林地を核として、小規模分散した個人有林を取り込んだ大規模な木材生産の団地化により、間伐材の搬出・運搬ロットの拡大を図り採算性を高めます。
- 幹線となる林業専用道については、3D立体地図の活用により、計画段階から路線の選定などを省力化するなど市町と連携し、開設を推進するとともに、地形に合った線形とし、低コストで丈夫な道づくりを進めます。
- 林業専用道の支線となる作業道については、作業効率を高めるとともに、地形に合った線形とし、繰り返し使える道づくりを進めます。
- 高性能林業機械の導入については、計画的な事業量を確保し、稼働率を高めるとともに、リース事業の活用も進め、地域に合った作業システムにより効率的な施業を推進します。

※1 新規需要米 飼料用や米粉用など、主食用以外の新たな需要拡大につながる目的で生産される米のことで、主食の需給に影響を及ぼさない米。

※2 林業施業 林業で行われる森林の育成、木材の生産、森林の管理等の作業全般のこと。



2 担い手への農地集積の加速化と耕作放棄地の整理・解消

農地中間管理事業を活用した農地集積により意欲ある担い手の規模拡大を促進するとともに、基盤整備等を活用した耕作放棄地の解消・優良農地の創出を推進します。

1 人・農地プラン^{※1}の推進

- すでにプランを作成している地域においては、アンケートを毎年実施し、中心経営体の追加や農地の出し手情報の追加など、地域の実態をとらえ、定期的なプラン見直しを推進します。
- プラン作成が一部の地域にとどまっているところは、未作成地域のプラン作成を推進します。

2 優良な貸付希望農地の確保

- 農業委員会^{※2}による意向確認調査に加え、人・農地プランアンケートを全ての市町で実施し、市町推進チームが農地の貸し出し意向を各戸別に把握します。

3 基盤整備地区における農地中間管理事業の推進

- 土地改良区や集落営農組織を重点対象とした基盤整備地区での取組を強化します。
- 新規・継続の土地改良区については全て活用させるとともに、既存の土地改良区についても農地集約化を促進するために活用します。
- 土地利用型の営農類型だけでなく、小面積でも所得確保が望める施設園芸等を組み合わせた地域営農モデルを検討し、地域にとって最適な農地の利活用を推進します。
- 排水不良等の課題がある場合は、農地中間管理事業とセットで農地耕作条件改善事業等を活用し、暗きょ排水等を整備することで、加工業務用野菜等の新たな産地化を推進します。



暗きょ排水整備による改善取組「山田干拓」(雲仙市)

4 使い勝手が悪い農地の条件整備の推進

- 現状で使い勝手が悪い農地については、狭地直しや進入路整備などの簡易な基盤整備や、まとまりのある遊休農地については基盤整備による優良農地化など、条件に合った基盤整備の取組を推進します。

5 地域外から新たな担い手を誘致

- 担い手が少ない地域では、農地中間管理機構を積極的に活用し、地域外からの新たな担い手を誘致することを前提とした基盤整備事業を検討します。

6 山林化した耕作放棄地の非農地化

- 既に山林化し、農業での再生利用が不可能な耕作放棄地については、農地法に基づき非農地化し、森林環境税の活用などにより里山^{※3}として保全を進めてまいります。



3 規模拡大する経営体に対する労力支援体制の強化

意欲ある担い手の経営規模拡大に伴う労力不足の支援体制を整備するとともに、自立できる労力支援組織の仕組みを構築します。

1 担い手の労力支援体制の整備と強化

- 規模拡大等を図る担い手の労力不足を補完するため、設立された地域労力支援システムの持続的な活動を推進し、強化を図ります。
- 担い手の経営規模拡大にとって、有効な産地対策である集出荷貯蔵施設やイチゴのパッケージセンターの整備、コントラクター組織^{※4}の設立など、個別の農家では対応できない課題について、産地とともに解決を図ります。

※1 人・農地プラン 持続可能な強い農業を実現に向けて、基本となる人と農地の問題を一体的に解決するため、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決を図るための地域農業マスタープラン。

※2 農業委員会 農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り農業の健全な発展に寄与するため、設置されている行政機関。

※3 里山 都市や集落に近い山から田畑が広がる里にかけての一角を指す。薪や柴を取ったり、炭を焼いたり、落ち葉を集めて肥料にしたり、山菜を採ったりのように、生活に必要な様々な恵みを受け、繰り返し人間が利用してきた自然のこと。

※4 コントラクター組織 飼料作物の作付や収穫及び調製作業を一定料金で請負う組織。

2 地域労力支援協議会の課題解決

- 労力支援に取り組む組織と多様な階層・団体等との連携や地域を越えた広域連携による労力の有効な活用を図るとともに、周年雇用に向けたシステム構築を推進します。
- 労力支援の場における省力化・軽労化・機械化体系等の検討を進めます。

3 既存の労力支援システムの拡大

- 農家数戸で作業員を雇用する農作業利用組合の設立を推進します。
- 人材プール型ヘルパー活動組織の運営が可能な地域で、ヘルパーのなり手、ヘルパー利用者の調査および活動組織の設立を推進します。
- 畜産農家がゆとりあり、かつ、継続的な経営を営むことができるよう、休日の確保や傷病時の飼養管理、労力不足に対応するための除角・削蹄並びに子牛市場への牛運搬等を代行するヘルパー組織の育成を推進します。

4 新たな労力支援組織の仕組みづくり

- 民間企業等と連携し、県全体を網羅した農業サービス事業体を設立します。
- 同サービス事業体における農作業技術向上等の社員の能力向上を推進します。
- インターンシップの活用など、全国の優良事例も踏まえつつ、労力支援の新たな仕組みを検討します。

5 優良な雇用の場の創出

- 地域の労力支援組織が優良な雇用の場となるために、年間を通し、安定した業務の運営ができる取組を推進します。
- 労力支援組織を利用する農業者に対する研修等を実施し、利用農業者・作業支援者間の円滑な関係を構築します。

II-4 地域を支える多様な担い手の確保・育成

中山間地域など一定の産地規模が形成できない地域や、担い手が不在な地域においても、地域資源を維持・活用しつつ地域全体の所得向上を図るため、農林業を継続的に支える組織と地域をマネジメントする人材を育成する必要があります。

	現 況	平成32年度	現況年度
農作業受託・機械の共同利用組織数(組織)※コントラクター含む	128	133	H25年
異業種からの林業認定事業体数(事業体)	17	20	H26年



1 地域農業を支える農作業受託組織^{※1}等の育成

- 中山間地域など集落営農組織が存在しない地域においては、集落協定や土地改良区等話し合い機能を活用し、将来の集落営農を視野に入れた農作業受託・機械共同利用の組織化を進めます。
- コントラクター等の飼料生産組織の育成や機械の共同利用により、粗飼料の生産効率の向上を通じ、生産・利用を拡大させるとともに、低コストかつ安定的な飼料生産を行う取組を推進します。

2 建設業等異業種から林業への参入促進

- 林業就業参入研修を皮切りに「緑の雇用」やながさき森林づくり担い手対策基金を活用した事業等により、計画的な研修を実施し、林業生産技術の向上に取り組みます。
- 林業高性能林業機械のリースの助成による機械化を推進します。
- 事業量を確保するため、森林整備事業計画の公表を進め、民間事業体も事業を受注できる体制を整備します。
- 新規参入事業体が、認定事業体^{※2}に移行できるよう技術向上や事業量確保に向けた取組を支援します。

3 各種研修等を通じた地域マネジメント人材及び多様な担い手の育成

- 農大のオープンアカデミー機能等の活用により、幅広い見識と専門的知識を有し、地域農業の振興、活性化を図る地域リーダーを育成します。
- 定年退職者の技能や女性ならではの視点について、営農場面や地域農業活動での活用を促進します。

※1 農作業受託組織 複数(2戸以上)の農家で組織し、耕耘作業や収穫作業など農作業の受託し、一定の受託料を収受する組織。

※2 認定事業体 森林で働く人の労働環境、募集方法や雇用管理の改善及び森林施業の機械化などの事業の合理化を一体的に図るために必要な計画」を作成し、知事に認定された事業体。